

倉敷市営繕工事週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の趣旨に基づき、働き方改革を継続的に推進するための取組みとして、倉敷市建設局建築部が発注する工事において、週休2日工事を実施するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この要領において「週休2日」とは、通期の週休2日及び月単位の週休2日のことをいう。
- 2 この要領において「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいい、「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- 3 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。
- 4 この要領において「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 5 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- 6 この要領において「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- 7 この要領において「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、降雨、降雪等による予定外の閉所についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

(対象工事)

- 第3条 本実施要領は倉敷市建設局建築部が発注する工事に適用する。
- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、倉敷市営繕工事特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を明記するものとする。
- 3 発注者は、週休2日工事対象外であっても、倉敷市営繕工事特記仕様書に対象外である旨を明記するものとする。週休2日工事対象外となるものは以下のとおり。

- (1) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事
- (2) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

(実施方法)

第4条 発注者は、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

- 2 週休2日工事の実施に当たっては別に定める倉敷市営繕工事週休2日工事特記仕様書により行うものとする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、週休2日工事において、通期の週休2日を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に1.02を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成するものとする。

(設計変更)

第6条 月単位の週休2日を達成した場合は、前条の補正係数を1.04に読み替えて増額変更するものとし、週休2日を確保できなかった場合は、前条の補正係数を1.0に読み替えて減額変更するものとする。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日を確保できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期間)

- 1 この要領は、令和6年12月1日以降に入札公告を行った工事から施行する。